

下関市監査委員公表第 19 号
令和元年（2019年）11月29日

地方自治法第199条第7項の規定に基づく出資団体監査及び同条第5項に基づく随時監査を実施し、その結果に関する報告を下記のとおり決定したので、同条第9項の規定により公表する。

下関市監査委員	小野雅弘
同	大賀一慶
同	関谷博
同	亀田博

記

1 監査の対象

別紙「監査対象一覧表」のとおり

2 監査の範囲

- (1) 出資団体の平成30年度における事業及び経理の執行状況
- (2) 所管課における出資団体への指導及び監督の状況

3 監査の方法

出資団体における出納その他の事務及び当該団体に関係する所管課の事務が、関係法令、財務関係規程等に基づき適正に執行されているかという観点から、主として平成30年度分について、次の着眼点により実施した。なお、監査にあたっては、提出された監査資料を審査したほか、関係書類を抽出等により調査するとともに、関係者から説明を聴取した。

- (1) 決算諸表等は法令等に準拠して作成されているか。
- (2) 事業成績及び財政状況は適正に決算諸表等に表示されているか。
- (3) 経営成績及び財政状態は良好か。
- (4) 収益率及び財務比率は良好か。
- (5) 会計経理及び財産管理は適切か。
- (6) 所管課は出資者としての権利行使を適切に行っているか。

(7) 所管課は団体の経営成績及び財政状態を十分に把握し、団体に対して適切な指導監督を行っているか。

4 監査の期間

令和元年9月2日(月)から10月31日(木)まで

5 監査の結果

一般社団法人豊浦産業振興事業団の事務及びその所管課の事務については、改善が必要な事項や制度的な検討が必要と思われる事項が見受けられたものの、おおむね適正に処理されていた。社会福祉法人下関市社会福祉事業団の事務及びその所管課の事務については、関係法令等に規定されている基本的な事項が履行されていないことから、適正に執行されているとは言い難い状況であった。

6 指摘事項及び意見

改善が必要な事項は、次の「指摘事項」のとおりである。また、制度的な検討が必要と思われる事項は、「意見」のとおりである。

一般社団法人豊浦産業振興事業団について	
出資団体（一般社団法人豊浦産業振興事業団）に関する事項	
[指摘事項] 及び [意見]	なし
所管課（豊浦総合支所建設農林水産課）に関する事項	
[指摘事項]	(1) 所管課は、指定管理料の予算編成にあたって、独自に指定管理料算出根拠を作成し、一般社団法人豊浦産業振興事業団（以下「事業団」という。）から資料を徴取していなかった。適正な額を算定できない可能性があり、予算を算定する方法として適当でない。豊浦自然活用総合管理センター（以下「管理センター」という。）の管理では利用料金制を採用していないため、平成30年度に事業団が必要とする指定管理料の額は、指定管理業務の経費として事業団が支出予算に計上した額である4,143,000円となるが、市は指定管理料として4,762,000円を措置している。措置した額の方が約60万円大きく、当初予算では措置できないはずの、他会計（法人会計やその他会計の販売事業）の赤字を補填するための資金や、短期借入金を返済するための資金までも指定管理料に含んでいるように見受けられ、市が過大に指定管理料を措置したと受け取られる状況である。この状況は、所管課が事業団から

資料を徴取せず、独自に前年度並みの額を算定したために生じたのであり、所管課が資料等を精査していれば、避けることができたと思料する。事業団と調整し、適正な額の指定管理料を算定されたい。

[指摘事項]

(2) 市は、管理センターを管理運営するために事業団に対して出資を行っているが、一方では管理センターの指定管理者の選定を公募で行っている。公募による選定は、事業団以外の団体が施設の指定管理者となる可能性を含んでおり、出資をした目的に矛盾すると思料されるが、この点について、公募とする意思決定の際に検討されていない。慎重に検討した上で方針を決定されたい。

[意見]

(1) 下関市豊浦自然活用総合管理センターの設置等に関する条例（以下「条例」という。）において、以下の点に疑義がある。検証の上、条例の改正を検討されたい。

ア 条例第5条では管理センターを使用できる者は「大字川棚及び大字吉永」に住所を有する者とする旨が規定され、それ以外の者は市長が特に認めた場合でなければ使用できない。住所による制限を設ける合理的な理由は見当たらないため、利用の促進及び公平性の観点から見直しが必要と思料する。

イ 条例第9条第2号では社会教育団体等による使用を使用料の減免の対象としているが、管理センターは地域農業者の自主的な研修や集会、農業技術の研究等の場として活用を図ることを目的に、「強い農業づくり交付金」を活用し整備を行った施設であり、設置の目的と社会教育団体等を使用料の減免の対象とすることとの間に合理的な関係性は見当たらない。また、社会教育施設以外の本市の施設において、社会教育団体等を使用料の減免の対象として特に掲げているものはない。収入の確保の観点から見直しが必要と思料する。

[意見]

(2) 事業団は、地域の特性を活かした事業として実施してきた「産直販売事業」を、不採算のため平成28年度途中から縮小し、平成30年度は平成27年度との売上比で97%の減となっている。その結果、管理センターは、貸館や小規模な販売事業を行う施設となった。市が管理センターを維持するため毎年度約580万円（指定管理料や土地の借上料等約630万円の支出と、施設使用料等約50万円の収入との差引き）を負担していることや、貸館や小規模な販売事業は近隣の施設でも実施が可能と思料されることから、これらの事業を相当の費用をかけて管理センターで実施する必要はあるか、さらには、管理センターの現状は条例に掲げる設置の目的（豊かな自然環境の活用を図り、地域の特性を活かした快適で活力のあるまちづくり、人づくりを総合的に推進する）を果たしているか疑義がある。所管課は、管理センターがより有効に活用される方策を検討されたい。

ただし、事業団には年間の支出額が約700万円であるのに対して360万円の一時借入金があることや、一時借入金の残高は平成29年度から平成30年度にかけてほとんど減っておらず、資金繰りが苦しいと思料されること、流動比率の数値が27.5%と非常に低く、支払能力に疑義が生じる段

	<p>階にあることなどの現状では、資金的に見て事業団が現在よりも充実した事業を行うことができる見込みは薄いと思料される。管理センターがより有効に活用される見込みがないのであれば、建物の耐用年数に達するまでに必要な経費と耐用年数に達する前に手放す場合の経費との比較を考慮の上、廃止も視野に管理のあり方を検討されたい。</p>
<p>社会福祉法人下関市社会福祉事業団について</p>	
<p>出資団体（社会福祉法人下関市社会福祉事業団）に関する事項</p>	
	<p>[指摘事項]</p> <p>(1) 平成29年度に発生した施設の利用料金の未収金を平成30年度に抹消しており、未収金の発生から抹消までの期間が短いことに疑義があった。公平性を確保する観点から債権の放棄は厳格に行うことが必要であるが、下関市社会福祉事業団（以下「事業団」という。）には債権管理に関する規程等はなく、抹消の処理は明確なルールに基づいてなされたものではなかった。未収金の取扱いに関する規程等を定め、適正に債権を管理されたい。</p>
	<p>[指摘事項]</p> <p>(2) パソコンのリース契約（令和元年6月1日から60か月間）において、梅花園、陽光苑、こども発達センター分を分割発注し、随意契約により契約を行っている。前回（平成26年度）の契約では、当該施設分をまとめて指名競争入札により契約していた。合理的な理由がなく契約を分割することは、事務処理上非効率であり、また、仮にまとめて競争入札で契約していれば、実際の契約金額よりも少ない額で契約できたものと思料する。適正に契約事務を行われたい。</p>
	<p>[指摘事項]</p> <p>(3) 理事長が出勤するための交通費を費用弁償として支払っているが、出勤状況を記録しておらず、支払いの根拠が不明確である。適正に事務処理されたい。</p>
	<p>[指摘事項]</p> <p>(4) 理事長が出勤するための交通費の勘定科目を「人件費」に区分しているが、理事長には通勤手当の支給はなく、役員等の報酬等及び費用弁償規程第6条第1項の規定により交通費は費用弁償として支出するため、「事務費」に区分しなければならない。適正に事務処理されたい。</p>
	<p>[指摘事項]</p> <p>(5) 法人本部及びすべての施設において、文書事務取扱規程第4条第2項に規定する書留等交付簿が備えられていない。事故を防止するため、同簿を備え、適切に到着や交付の記録を控えられたい。</p>
	<p>[指摘事項]</p> <p>(6) 私有車両や交通機関により管内旅行をする場合（旅費が生じる場合）は旅行命令が発せられているが、事業団の保有する車両で管内旅行をする場合には旅行命令が発せられていない。旅費の有無にかかわらず、行先が確認できるよう旅行命令が発せられたい。</p>
	<p>[指摘事項]</p> <p>(7) こども発達センターで使用している切手の保有枚数が、受払簿の残数より</p>

<p>も少ない。適正に管理されたい。</p>
<p>[指摘事項]</p> <p>(8) こども発達センター等の管理運営に関する基本協定書第23条第6項の定めにより、台帳に記帳して市が貸与した物品（管理物品）を管理しなければならないが、こども発達センターには台帳が備えられていない。台帳を備え、適正に財産を管理されたい。</p>
<p>[指摘事項]</p> <p>(9) こども発達センター等の管理運営に関する基本協定書第16条第1項の定めにより、人員の配置及び管理監督を行う責任者を市に通知し、市の承諾を得なければならないが、通知しておらず、承諾を得ていない。適正に事務処理されたい。</p>
<p>[指摘事項]</p> <p>(10) こども発達センターでは、すべての業務において再委託の承諾を受けていない。また、陽光苑では、一部の業務（簡易専用水道の水槽等の清掃や排水の水質測定、浴場の水質測定）において承諾を受けていない。適正に事務処理されたい。</p>
<p>[意見]</p> <p>なし</p>
<p>出資団体が管理する各指定管理施設の所管課に関する事項</p>
<p>[指摘事項]</p> <p>(1) 梅花園及びこども発達センターにおいて、市の備品台帳でこれらの施設が保管場所となっている物品と、基本協定書別紙2に示す、市が無償貸与した物品（備品I）の記載内容が一致していない。適正に財産を管理されたい。</p>
<p>[指摘事項]</p> <p>(2) こども発達センターの指定管理業務において、人員の配置や管理監督を行う責任者の承諾を行っていないことを見過ごしていた。適正に事務処理されたい。</p>
<p>[指摘事項]</p> <p>(3) こども発達センターの指定管理業務において、業務の再委託の承諾をしていないことを見過ごしていた。適正に事務処理されたい。</p>
<p>[指摘事項]</p> <p>(4) 陽光苑の指定管理業務のうち、一部の業務（簡易専用水道の水槽等の清掃や排水の水質測定、浴場の水質測定）について再委託の承諾をしていないことを見過ごしていた。適正に事務処理されたい。</p>
<p>[意見]</p> <p>(1) 事業団が指定管理者として管理しているいくつかの施設は、建築後かなりの年数が経過しており、今後は不具合が頻発することが予想される。実地監査の際に、市の予算措置がされなかったため、施設の大規模な修繕を事業団の資金で行った事例を聴取した。不具合の場所によっては施設の利用者の日常生活に支障が生じる場合や事故につながる場合もあることから、指定管理施設の所管課は、施設の状況を把握し、的確に予算を確保するよう留意されたい。</p>

以上

監 査 対 象 一 覧 表

出資団体名	出資額 (千円)	出資割合 (%)	所管部局所課
一般社団法人 豊浦産業振興事業団	3,000	61.9	豊浦総合支所 建設農林水産課
社会福祉法人 下関市社会福祉事業団	3,000	100.0	福祉部 福祉政策課